

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第3回宮城県白石警察署協議会
開催日時	令和7年11月11日（火）午前10時30分から 午前11時15分まで
開催場所	宮城県白石警察署 大会議室
出席者等	1 協議会委員 出席委員～志村正光会長、八島淳子副会長、高橋秀一委員、 我妻紀子委員、岡崎純子委員 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事 課長、交通課長、警務係長
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

1 報告事項

(1) 管内の治安情勢等について（署長）

署長から、令和7年9月末における刑法犯認知件数や交通死亡事故等の管内の治安情勢について説明がなされた。（委員からの質問なし）

(2) 速度取締り指針について（交通課長）

交通課長から、管内の速度取締り指針について説明がなされた。（委員からの質問なし）

2 質疑応答

委 員：ホワイトキューブ前から国道113号に至る市道に、歩道の段差、割れ等が見られ、車道部路側に土砂が溜まり、自転車が道路中央を走行する状況となっており、危険なので、道路の補修や土砂の撤去を願う。

交通課長：当署で現地を確認したところ、歩道の平板ブロックが割れ、点字ブロックが浮いている状況のほか、車道側の縁石周辺に雑草や落ち葉、土砂が溜まる状況を確認したことから、同路線を管理する白石市に対し、状況改善に向けた検討を依頼した。

今後も管内の道路状況の把握に努め、交通に支障がある箇所や修繕が必要な箇所があれば、道路管理者に通報するなどの適切な措置を行う。

委 員：承知した。今後も対応をお願いしたい。

委 員：全国的に熊が出没しており、不安なので、庭先に熊が出没した場合の対策を教示願う。

生活安全課長：本年は、全国各地で熊による人身被害が見られ、県内でも死亡事故を含む人身被害が発生している。

庭先に熊が出没した場合の対策については、まず、絶対に建物内から出ずに、すぐに警察に通報していただきたい。

庭先などで不意に熊と対面した場合は、県が県民に示しているように、

- そっと立ち去り、騒がない
- そっと後ろに下がる

等、熊を興奮させることなく、建物内に入り、警察に通報していただきたい。

なお、熊を近寄らせないための方策として、

- 熊の好物である柿や栗の実は早めに収穫し、必要がなければ伐採する
- 熊が潜みやすいヤブや草むらを刈り取る
- 生ゴミを放置しない

などが挙げられることから、参考としていただきたい。

熊の冬眠は11月下旬から12月頃と予想され、今後も冬眠前に食料を求めて活発な動きが予想されるため、当署では、引き続き自治体と連携を図り、被害防止に向けた警戒活動や広報活動を推進する。

委 員：承知した。今後も同様の活動を継続願いたい。

委 員：遠刈田温泉街の蔵王山頂に向かう丁字路角にコンビニエンスストアがあり、その道路向かいに同店の第2駐車場があるが、第2駐車場から同店へ、道路を斜め横断する人が多く、危険を感じている。

同店から少し離れた飲食店前には横断歩道が設置されているが、コンビニエンスストア利用者は殆ど横断歩道を利用していないので、直近に新たな横断歩道を設置願う。

交通課長：横断歩道の設置の要件に、

- 見通しのきかない道路の曲がり角及びその付近ではないこと
- 非市街地においては、横断歩道の間隔はおおむね200メートル以上であること
- 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所であること

などがある。

まず、コンビニエンスストア前の南東角は、「見通しのきかない道路の曲がり角」となっていることから、同所に横断歩道を設置することは困難であると判断される。

次に、コンビニエンスストアの第2駐車場前から約30メートル西方の飲食店前に、横断歩道がすでに設置されていることから、新たな横断歩道を設置することは困難であると判断される。

また、飲食店前の交差点は、直近にある刈田嶺神社や旅館等の施設や、遠刈田郵便局、遠刈田公民館などの利用者の横断需要が見込まれる。

以上のことから、要望場所に横断歩道を設置することはできないことを理解願う。

なお、横断歩道の設置に替わる有効な安全対策として、コンビニエンスストアを含めた管理者に対して、歩行者に乱横断をさせない対策の働きかけを行うことが効果的であると考えられるため、蔵王町役場と道路管理者に対し、委員の要望を情報提供し、安全対策の検討を依頼した。

委 員：承知した。

委 員：警察官を名乗る詐欺事件が発生しているようだが、その手口、対処法、宮城県内でも発生しているのかを教示願う。

生活安全課長：警察官を名乗る特殊詐欺の手口は、一例として、自宅の固定電話や携帯電話に警察官を名乗って電話をかけてきて、「あなたの口座が犯人に

使われている」等と理由を付け、「口座を調査する」等と言って、現金を騙し取ったり、振り込ませたりする手口がある。

犯人は、「あなたは逮捕される」等と言って不安をあおり、SNSやビデオ通話などで、偽の警察手帳や逮捕状を見せてきたり、警察庁や全国の都道府県警察の警察官を名乗る場合もある。

対処法については、警察では

- SNSで連絡すること
- 警察手帳や逮捕状の画像を送ること
- 逮捕すると言って金銭を要求すること

はないことを承知していただきたい。

相手がこの様なことを行えば、特殊詐欺の犯人であると判断し、すぐに当署に連絡をしていただきたい。

また、特殊詐欺電話の多くは「+」から始まる国際電話の電話番号を使用しているので、そのような電話番号から電話がかかってきた場合は、電話に出ず、かけ直すこともしないでいただきたい。

なお、警察では、海外との通話をしない方に対し、国際電話利用契約休止手続の申請を呼び掛けている。

宮城県内における特殊詐欺の被害状況は、令和7年1月から6月末までの間で、被害件数158件、被害金額約4億5,884万円となっている。

このうち、警察官を名乗る手口の特殊詐欺の被害件数は全体の約3割となる51件を占め、被害金額は約2億3,411万円で、特殊詐欺全体の約半分を占めている。

当県警では、関係機関と連携の上、一層の被害防止対策を推進する。

委員：承知した。国際電話を休止した方が良いことなど、参考となつた。